

# 日本労働同盟規約

(昭和三年) 十月改定

## 綱領

- 一、我等階級の威力を相互扶助の組織を以て、階級的階級の増進並に階級階級を期す。
- 二、我等階級たる勇氣を有効に發揮せしめ、資本家階級の利権消滅に對し、階級的に階級を期す。
- 三、我等階級たる勇氣を有効に發揮せしめ、資本家階級の利権消滅に對し、階級的に階級を期す。
- 四、階級階級の増進並に階級階級を期す。
- 五、階級階級の増進並に階級階級を期す。
- 六、階級階級の増進並に階級階級を期す。
- 七、階級階級の増進並に階級階級を期す。
- 八、階級階級の増進並に階級階級を期す。

## 主張

- 一、八時間労働及二週四十八時間制度の實現
- 二、(但し、礦山労働者の場合は、坑口交代を期す)
- 三、六時間一週三十六時間制
- 四、階級階級の増進並に階級階級を期す
- 五、階級階級の増進並に階級階級を期す
- 六、階級階級の増進並に階級階級を期す
- 七、階級階級の増進並に階級階級を期す
- 八、階級階級の増進並に階級階級を期す

## 第一章 總則

第一條 本總同盟は、日本各階級問題と稱し、本部東京市に設け、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第二條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第三條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第四條 本總同盟は、日本各階級問題と稱し、本部東京市に設け、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第五條 階級階級の増進並に階級階級を期す。

第六條 階級階級の増進並に階級階級を期す。

第七條 本總同盟加盟の各同一階級組合は、合同組織をなすことを、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第八條 各階級組合は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第九條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第十條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第十一條 本總同盟の機關は、大會、中央委員會、執行部、政治部、財政部、法律部、國際法部、労働部、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第十二條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第十三條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第十四條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第十五條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第十六條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第十七條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第十八條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第十九條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第二十條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第二十一條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第二十二條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第二十三條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第二十四條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第二十五條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第二十六條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第二十七條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第二十八條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第二十九條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

第三十條 本總同盟は、階級階級の増進並に階級階級を期す。

十月改定